

旧規約（H31.3.31 付で廃止）	新規約（案）
<p>「鳥取県トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」規約</p>	
<p>（名称） 第1条 本協議会は、「鳥取県トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。</p>	<p>「鳥取県トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」規約 （名称） 第1条 本協議会は、「鳥取県トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。</p>
<p>（目的） 第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。</p>
<p>（組織） 第3条 協議会は、学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、鳥取労働局、中国運輸局鳥取運輸支局等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。 2. 協議会には、委員の互選により座長を置く。 3. 座長は、議事その他の会務を統括する。</p>	<p>（組織） 第3条 協議会は、学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、鳥取労働局、中国運輸局鳥取運輸支局等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。 2. 協議会には、委員の互選により座長を置く。 3. 座長は、議事その他の会務を統括する。</p>
<p>（協議会及び活動事項） 第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。 (1) 鳥取県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること (2) 鳥取県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること (3) その他</p>	<p>（協議会及び活動事項） 第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。 (1) 鳥取県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること (2) 鳥取県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること (3) その他</p>
<p>（協議会） 第5条 協議会は、必要に応じて座長が召集する。 2. 座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。 3. 協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。</p>	<p>（協議会） 第5条 協議会は、必要に応じて座長が召集する。 2. 座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。 3. 協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。</p>
<p>（ワーキンググループ） 第6条 協議会には、第4条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置くことができる。 2. WGは、座長が指名した委員等により構成する。</p>	<p>（ワーキンググループ） 第6条 協議会には、第4条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置くことができる。 2. WGは、座長が指名した委員等により構成する。</p>
<p>（事務局） 第7条 協議会の運営に関する事務は、鳥取労働局、中国運輸局鳥取運輸支局、一般社団法人鳥取県トラック協会が共同で行うものとする。</p>	<p>（事務局） 第7条 協議会の運営に関する事務は、鳥取労働局、中国運輸局鳥取運輸支局、一般社団法人鳥取県トラック協会が共同で行うものとする。</p>
<p>（その他） 第8条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。</p>	<p>（その他） 第8条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。</p>
<p>（附 則） 1. この規約は、平成27年7月27日から施行する。 2. 本協議会は、平成22年3月12日施行の「鳥取県トラック輸送適正取引パートナーシップ会議」を改組することにより、平成31年3月31日までの間設置する。</p>	<p>（附 則） 1. この規約は、令和5年2月6日から施行する。</p>